

報告第1号

報告第1号

景観重要建造物の現状変更の状況について

景観重要建造物の現状変更の状況について

当市では、景観重要建造物を14件指定していますが、一部の建造物において、これまで景観法第22条に基づく現状変更が行われています。

指定要件の適合性を失うような現状変更の申請がなされた場合、取り扱いについて、委員の皆様にご意見をお聴きする場合も想定されることから、参考として、前回の審議会開催（平成29年8月18日）以降の景観重要建造物に係る現状変更の状況について、下表のとおりご報告します。

なお、全ての事業について現状変更の許可済みとなっています。

指定番号	建造物名	現状変更の内容	実施日
2	木村産業研究所	2階建部分東面外壁の改修	平成30年11月 実施済み
5	旧藤田家別邸倉庫 (考古館)	屋根雪止め新設	平成30年1月 実施済み
	旧藤田家別邸 (冠木門)	冠木門の改修	平成31年3月 実施済み
9	弘前市庁舎	本庁舎市旗等掲揚ポールの設置	平成30年11月 実施済み

報告第2号

報告第2号

景観まちづくり刷新モデル地区について

景観まちづくり刷新モデル地区について

当市は、平成29年3月に景観まちづくり刷新モデル地区に選定され、景観向上のため事業進捗を図っておりましたが、中・長期的な視点に立った場合、補助や起債による建設費が有利な事業でも、維持管理費等が将来的に市の財政にとって大きな負担となることが想定されることや既存の景観資源の長い歴史におけるこれまでの経緯や意義を踏まえ、事業の見直しを行いました。

なお、事業の見直しに合わせて、JR弘前駅から禅林街までの周遊ルート周辺にある当市が有する良好な景観、歴史的建造物、現在事業中である吉野町緑地といった景観資源を一体的に活かしたまちづくりを推進することとしておりますので、周遊ルート自体の変更は生じません。

景観まちづくり刷新支援事業に係る主な見直し等について

○実施する事業（7事業）

禅林街歩道改修事業

- ・禅林街の歩道を美装化し良好な景観を創出

市民中央広場整備事業 等

- ・市民中央広場を拡張し、賑わいを創出

○中止する事業（3事業）

歴史的風致形成建造物移設等事業(旧弘前教会牧師館) 等

- ・旧弘前教会牧師館を松森町ふれあい広場に復元し、賑わいを創出

○事業手法を見直しする事業（1事業）

歴史的風致形成建造物移設等事業（旧弘前市立図書館）

- ・旧弘前市立図書館を市民中央広場に移設し賑わいを創出
→ 移設を取り止め、現在地での改修に事業手法を見直し

○平成30年度より追加する事業（3事業）

青森銀行記念館ライトアップ事業 等

- ・青森銀行記念館をライトアップし新たな夜間景観を創出

報告第3号

弘前市屋外広告物条例の一部改正について

屋外広告物条例の一部改正について

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が落下して歩行者を直撃する重大事故が発生している状況を受け、国土交通省が安全点検などに関する規定を中心に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正しました。

当市においても屋外広告物条例を一部改正し、平成31年1月1日から有資格者による点検及び屋外広告物等安全点検報告書の提出を義務化しております。

1. 点検の対象

屋上広告物、壁面広告、広告塔、広告板、電柱類広告、
そで看板、下げ看板、アーチ

2. 点検者の資格

- 屋外広告士
- 建築士法第2条第1項に規定する建築士
- 都道府県、指定都市、中核市が実施する「屋外広告物講習会」の修了者
- 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が開催する「屋外広告物点検技能講習」の修了者
- 「広告美術仕上げに係る」職業訓練指導員・技能検定合格者・職業訓練修了者

3. 点検の時期及び報告書の提出

- 更新許可申請時・・・許可期間満了日前の2ヶ月以内に点検を実施して、屋外広告物等安全点検報告書を作成し、更新許可申請時に提出

4. 施行日

- 平成31年1月1日

議案第1号

景観重要建造物の指定について

景観重要建造物の指定について

当市の良好な景観づくりに寄与している以下の建造物について、保全を図っていく必要があると判断し、景観重要建造物に指定することとする。

記

1. 開雲堂
2. 名曲&珈琲ひまわり

以上

資料 1

景観重要建造物の指定候補について

景観重要建造物の指定候補の選定について

1. 指定候補の選定方法について

当市には、重要な景観資源である歴史的建造物が多く存在しており、「弘前」ならではの景観形成を図るうえで、これらを保全していく必要があります。その施策の一つとして、景観重要建造物の指定制度があります。

これまで、当市では過去2回にわたり景観重要建造物を指定しており、1回目に指定した平成24年は国登録有形文化財を中心に、2回目に指定した平成26年は当市とゆかりの深い前川國男の建造物を中心に、それぞれ指定しました。

今回の指定候補の選定については、前回開催した景観審議会における答申を踏まえ、平成31年度までは、国の景観まちづくり刷新モデル地区の事業をより効果的に実施していくため、同事業で設定した周遊ルート周辺から優先的に行うこととしております。

景観重要建造物に指定することにより、建造物の安定的な保全が可能となります。

2. 選定候補について

景観まちづくり刷新モデル地区の事業において設定した、周遊ルートの中心となる土手町周辺から、開雲堂、名曲&珈琲ひまわりを指定候補として選定しました。

景観重要建造物指定候補一覧

①開雲堂(土手町83)



- ・市内でも数少ない建築様式
- ・老舗の風格を醸し出している造り
- ・伝統を守り続ける強い思い

詳細資料は別紙参照

②名曲 & 珈琲ひまわり(坂本町2)



- ・モダニズム住宅のような外観
- ・当市における文化の発信地としての役割を担う
- ・所有者の建物の維持・保全に対する強い意欲

詳細資料は別紙参照

景観重要建造物指定候補に係る詳細資料

※個人情報に記載されているため非公開